

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第1版）



令和4年度の学校運営 ～新型コロナウイルス感染症対応～

令和4年4月1日（金）

山形大学附属特別支援学校

目 次

I 基本方針

1 概要 p 2

II 新型コロナウイルス感染症対策

1 新しい生活様式を踏まえた基本的な感染防止対策（健康権） p 3

2 学習場面での配慮 p 4

3 教育活動 p 5

別紙資料 1 「山形大学附属特別支援学校 本校利用にあたっての確認事項」 p 1 0

別紙資料 2 「令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症対応 健康観察カード」 p 1 1
(令和 3 年 4 月)

別紙資料 3 「義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート」 p 1 2
※ 文科省ホームページより

I 基本方針

1 現在、新型コロナ感染症対策を踏まえた「新しい生活様式」が共有化されてきている。本校の学校再開や教育活動の充実に向けて、国や県、大学等からの様々な指導を受けながら、学校再開ガイドライン等を作成・改訂し、今日に至っている。

山形県において、より実際的な指標となるよう令和3年12月17日（金）よりこれまでの県独自の注意・警戒レベルを廃止し、新たな新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕を設定した。

新型コロナウイルス感染症の感染状況について、全国的に感染力のより強いオミクロン株に置き換わっているが、その中でもより感染力の強いステルスオミクロン（B.A.2）などに変異し、猛威を維持している。

今後もウイルスが変異を繰り返し、更なる感染拡大も予想され、引き続き新型コロナウイルス感染症対策は不可欠な社会情勢である。そこで令和4年度の学校運営の考え方や対応策を整理することにした。

本県における新型コロナ対応の目安（注意・警戒レベル）

- 各レベルの適用（引き上げ、引き下げ）にあたっては、「レベルの目安」や予測ツール、様々な指標（感染経路不明割合、入院率、今週先週比等）のほか、県内における感染の具体的な状況（地域分布、クラスター発生状況等）、首都圏や近隣県の感染状況も踏まえ、総合的に判断する。

※ 感染状況によっては、地域を特定した対策や適用レベルよりも高いレベルの対策を講じる場合もある。

※ レベルの引き下げは、各レベルの目安を下回る状況が1週間程度継続するほか、各指標等を踏まえ、総合的に判断する。

※ この目安は、新型コロナに関する今後の状況変化に応じて随時見直すこととする。

レベル	状況	レベルの目安	主な対策	従前の分類との比較	
				県 （基礎、警戒 レベル）	政府 (ステージ)
0 維持	・新規陽性者数ゼロを維持	・病床使用率が5%以下 ・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が1人未満 (直近1週間の新規陽性者数の累計が10人以下)	・ワクチン接種率の更なる向上、追加接種の実施 ・積極的疫学調査の徹底 ・総合的な感染対策の継続(基本的な感染防止対策の徹底、第三者認証制度の促進等)	1	I
1 注意	・安定的に一般医療が確保され、コロナ医療も対応が可能 ・社会経済活動の段階的な回復が可能	・病床使用率が5%超 ・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が1人以上15人未満 (直近1週間の新規陽性者数の累計が11人～161人)	(感染が拡大し、レベル2に到達するおそれがある場合) ・感染対策の強化(感染拡大地域との往来に関する注意喚起等)	2 【注意】	II
				3 【警戒】	
				4 【特別警戒】	
				5 【非常事態】	III IIIの最終局面 IV
3 特別警戒	・新規陽性者が増加傾向 ・一般医療やコロナ医療に負荷が生じ始めているが、適切な対応が可能	・病床使用率が20%超 ・重症病床使用率が20%超 ・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が15人以上 (直近1週間の新規陽性者数の累計が162人以上)	・会食時の人数制限、飲食店への時短要請、感染不安を感じる無症状者への検査要請等 ・政府へまん延防止等重点措置適用の要請を検討(感染リスクの高い場所への外出自粛要請、飲食店への時短要請、イベントの開催制限等)		
4 非常事態	・一般医療を制限しなければ、コロナ医療への対応が困難 ・強い対策が必要	・予測ツールで3週間後に必要とされる病床数が確保病床数に到達 ・病床使用率が50%超 ・重症病床使用率が50%超	・政府へ緊急事態宣言適用の要請を検討(感染リスクの高い場所への外出自粛要請、飲食店への時短要請、イベントの開催制限、施設の使用制限等)		
	・一般医療を大きく制限しても、コロナ医療への対応が困難 ・最大確保病床数を超えた数の入院が必要	・入院を必要とする患者の数が確保病床数を超過	・更なる一般医療の制限、積極的疫学調査の重点化 ・政府による災害医療的な広域支援・調整の実施	-	-

（山形県ホームページより）

II 新型コロナウイルス感染症対策（県のレベルが1以下の場合）

※ 県のレベルが2以上の場合の対応はこれまでの件の通知を参考に、別枠で記載する。

県内における新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の状況、政府のガイドライン、県内及び大学等の専門家の意見等を踏まえ、基本的な感染防止対策に加え、「3つの密」を避けるために、身体的距離の確保といった「新しい生活様式」を徹底しながら学校における教育活動を行うこととする。

なお、家庭内感染等により学校関係者の感染が複数確認されてきた状況を踏まえ、家庭や地域の理解や協力を得ながら感染防止対策を進めていく。

1 新しい生活様式を踏まえた基本的な感染防止対策

(1) 健康チェックについて

- ① 家庭における健康カードの記入（体温、本人・同居家族の健康状態等）を依頼する。登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底を図るとともに、発熱や咳等の風邪症状のある児童生徒は、登校を控えるよう促す。県のレベルが1以下の場合においても、県教育長通知や市教育長通知を参考に同居家族の対応を判断する。
- ② 登校時等、児童生徒昇降口で検温（顔認証AIサーマルカメラ：導入）を行う。また、本人（又は保護者）に現在の健康状態についても丁寧に確認していく。

▼県〔注意・警戒レベル〕2以上の場合（従前のレベルでは4以上）

- ・ 同居の家族に未診断の発熱、咳等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えるよう促す。

(2) 換気・加湿

- ① 室温が下がらない範囲（室温は18°C以上を目安とする）で、着衣等による体温調整を行いながら、常時換気（難しい場合は30分に1回以上窓を全開にして）の実施を徹底する。機械換気が整備されている場合は活用する。
- ② 適度な加湿について心がけ、必要に応じて加湿器を使用する、濡れた布等を教室内で干す、こまめな拭き掃除を行うなど工夫する。
- ③ 連続した部屋等を用いた二段階換気（使用していない教室等の空気を温め、廊下を経由して人のいる部屋に取り入れる）など、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する。

(3) 手洗い・消毒・清掃

- ① 水と石けんによるこまめな手洗いを励行し、手指用の消毒液は流水での手洗いができない際に補助的に用いる。
- ② 消毒は、主にアルコール消毒液を用いるが、学校薬剤師等と連携し、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する（文科省マニュアル第2章「（参考）消毒の方法及び主な留意事項について」を参照）。
- ③ 多くの児童生徒が特に手などを触れる箇所は1日に1回消毒（清掃活動の中での家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で代替可能）を行う。発達段階に応じて児童生徒が行ってもよいこととする。
 - ア 教室や更衣室、トイレ等の扉の取っ手、スイッチ、机、椅子、玄関、階段の手すり等
 - イ 情報機器、教材・教具、体育館で使用した遊具、スクールバス 等

※ ア 椅子やロッカー等、本人のみ継続使用の物は特別な消毒を行わない。
- ④ 清掃は、清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認し、「3密」を避けるよう配慮し、マスクを着用して実施するとともに、清掃後の手洗いを徹底する。
トイレ清掃は、手洗い場と便器が設置されているエリアの担当者や用具を分けるなど感染拡大防止の視点から手順を見直す（特別な消毒作業は必要としない）。

(4) マスク着用等

- ① 教室では、基本的にマスクを着用する。但し、暑さ・熱中症対策を優先とする。
- ② 教員は原則マスクを着用しながら、必要に応じてフェイスシールドの活用等の感染防止対策を行う。顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりする必要がある場合にはフェイスシールド（マウスシールド）のみで活用してもよいが、

身体的距離を取るなど、十分な3密対策を行う。

- ③ 不織布マスクを推奨する。

(5) 外部からの来校者（保護者も含む）

- ① 事前に来校される方が分かる場合は、別紙（「山形大学附属特別支援学校 本校利用にあたっての確認事項」）を事前に送付し、記入・提出を求める。急な来校の場合、職員玄関で確認事項の記入をお願いする。
- ② 職員玄関等で、サーマルカメラによる検温の協力をお願いするほか、手洗い・手指消毒を励行する。
- ③ 体温等、体調不良が疑われる場合は、来校を遠慮していただく。

2 学習場面での配慮

(1) 物の共有、ソーシャルディスタンス等

- ① 教材、教具、機器等の共用は可能な限り避け、共用する場合は、使用前後の手洗いを行う。
- ② 身体的距離の確保の観点から、児童生徒の間隔を1.5メートルを目安にできるだけ空けるように座席の配置を工夫する（この場合、文科省マニュアル「地域の感染レベル」のレベル1～3に基づいて、1クラスの座席配置例を参考とする）。なお、必要に応じ、普通教室のほか、特別教室等も活用していく。
- ③ 登下校の際は、校門や玄関口等での密集が起こらないよう、必要に応じて登下校時間帯の分散を図り、昇降口は全て開放する。また、基本的にマスクを着用すること、人との十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導する。駐車場での保護者間の情報交換も極力控えていただく。

登校時刻	8:30	8:35	8:40	8:45	8:50	下校時間（月・火・木・金）
小学部						小学部 1組 14:15 2、3組 14:40 中学部 14:50 高等部 15:15
中学部						下校時間（水） 小学部 13:30 中学部・高等部 13:50
高等部						

- ④ 公共交通機関を利用する場合は、基本的にマスクを着用する、車内での会話を控える、顔をできるだけ触らない、降車後（または学校到着後）速やかに手を洗うなど、接触感染対策などの基本的対策を行うよう指導する。

▼県〔注意・警戒レベル〕2以上の場合（従前のレベルでは4以上）

- ・ 単独通学生の保護者と通学手段について、乗客が少ない時間帯に利用する等の検討を行う。

(2) 給食・歯磨き

- ① 学校給食衛生管理基準を徹底する。（検温を含む健康状態・服装等の確認、衛生的な調理作業・配食）
なお、健康状態が万全でない児童生徒は給食準備を行わない。
- ② 給食当番の児童生徒の健康観察を行い、食事前後の手洗い等を徹底する。
- ③ 換気の徹底、対面での着席の回避、会食時は黙食し、食事後の歓談時には必ずマスクを着用する等の給食時の約束事について指導する。
- ④ 給食後、歯磨き、手洗いを行う。仕上げ磨きは、感染拡大状況等を踏まえて判断するが、行う際はフェイスシールド着用や一人ごとの手指消毒を徹底し、必要最小限な部分を行う。

(3) 休み時間

- ① 体育館等の屋内活動場所は、常時換気を行う。休み時間後に教室等に移動する際、必ず手洗い・うがいを行う。
- ② ボールや遊具の共有はせず、互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導する。使用後の共有物品（ボールや遊具等）は教員による消毒を行う。
- ③ 居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることが指摘されていることから、更衣室やトイレ等の密閉空間の使用や教室間の移動時等にも、「3密」を避けるよう配慮する。

(4) 清掃活動

- ① 清掃場所の換気、マスクの着用、清掃後の手洗いを徹底する。
- ② 清掃用具の共有はせず、一か所に密にならないよう分散して行う。
- ③ 不特定多数の人が触れる場所は教職員が行う（職員玄関、階段の手すり等）。
- ④ 床についてはモップ掛け等、通常の清掃活動で対応する。

3 教育活動

(1) 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症に係る基本的な感染防止対策や「3密」回避対策を徹底したうえで、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校行事等も含めた教育活動の充実に留意していく。

(2) 学習指導に係る留意点

- ① 効果的な指導に向け、実態を踏まえながらICT等を活用した学習活動のあり方（家庭学習も含む）を検討していく。授業以外の場での活用については、学校で行う指導の補完的な取組として指導計画に位置付けるとともに、家庭との連携も図りながら指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な幼児児童生徒に対しては、個別に指導を行う。
また、新たな感染拡大に備えたリスク管理のため、各学校において現行のネットワーク環境で実施可能なオンライン学習を支援する「G Suite For Education」等、クラウドサービスの活用について検討し、その取組みを進める。
- ② 合唱や調理活動など、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」については、文科省マニュアル「地域の感染レベル」のレベル1～3に基づいて、可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討する（文科省マニュアル第1・3章を参照）。また、必要に応じて年間指導計画における指導順序の変更や家庭学習との組み合わせによる指導計画の見直しを図る。（本校調理学習等実施計画の活用）
- ③ 合唱活動に關係した集団感染が全国で複数確認されてきたことから特に留意し、実施する場合は、原則マスクを着用のうえ、身体的距離をできるだけ2m（最低1m）を確保した上で実施する。また、連續した練習時間はできるだけ短くし常時換気を原則とする。

※ 令和2年12月10日付け2文科初第1344号「小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」参照

- ④ 体育授業等でマスクを外して活動する場合は、事前の体調確認、必要に応じた身体的距離の確保と換気を徹底する。

※ 児童生徒が密集する活動や、幼児児童生徒が近距離で組み合ったり、接觸したりする場面が多い活動を行う場合は、感染者の発生により濃厚接触者と特定される可能性があることから特に留意する。

- ⑤ 身体の接触を伴う活動や介助の際の感染防止対策については、十分留意する（15分以内、マスク着用、指導前後の手洗い等）。
- ⑥ 産業現場等における実習は、受け入れ先の企業等と感染防止対策について十分打ち合わせを行った上で、時期や回数など柔軟に検討し実施する。

（3）校外学習について（本校校外学習実施計画の活用）

- ① 公共交通機関や施設等を利用しての学習については、以下のことを留意する。
 - ア スクールバスの有効利用を考える（係長と事前相談）。
 - イ 施設や食堂などの訪問先やJRやバス会社などの交通機関（スクールバス使用が不可の場合）の感染症マニュアル等を入手し、どの程度安全面が配慮されているのかを理解する。
- ② 徒歩で行くスーパーやコンビニへの買い物や近くの公園等の散策活動において、活動の短時間化や込み合う時間帯を避ける等、3密に十分注意する。
- ③ 公共交通機関等を利用した校外学習において、新型コロナウイルス感染症や熱中症等の対策（3密対応、水分補給、行動履歴等）を示すために実施計画書を作成し、校長の決裁を受ける。その他の校外学習については、安全対策としてチェックリストを活用する。

▼県〔注意・警戒レベル〕3以上の場合（従前のレベルでは5又はそれ以上）

- ・実施は、原則控える。

▼県〔注意・警戒レベル〕2以上の場合（従前のレベルでは4以上）

- ・実施可否について、十分検討し、実施する場合は、開閉会式の省略、参加範囲のさらなる限定、日程の分散など、追加の感染防止対策を講じる。
- ・スクールバス等を利用した校外学習や外食は行わない。

（4）全校・学部等の主な教育活動（一覧）

全 校 で の 教 育 活 動	
全校活動 ふれあいタイム	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県（山形市）の感染状況により判断する。「山形県における新型コロナウイルス感染症における注意・警戒レベル」や山形大学の指標を参考にする。 ・校内オンラインを活用するなど、活動場所を分散し、換気等を行いながら実施する。
児童生徒会 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒会総会は、紙上総会も含めて検討する。実施する場合は、活動場所の分散、換気、間隔、時間短縮等を図っていく。 ・日常活動は、活動場所、内容を検討して実施する。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド、中庭、体育館等を活用し、教員が付き添いながら、集中しないよう配慮していく。 ・学部ごとに時間と場所を分けて使用する。 ・体育館で使える遊具、遊び方（バスケットボールなら試合形式の遊びはしない等）を検討していく。遊具の共有をなるべくさける。 ・休み時間後に、手洗い、消毒をする。 ・使用後の遊具の拭き消毒をしっかり行う。 ・学部集会は、以下のような3密対応を行って短時間で実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・活動内容精選、工夫 ・準備は学級別 ・こまめな換気 ・プレイルーム、グラウンド、多目的室等、広い部屋等で活動
学 部 等 で の 教 育 活 動	
合同生単	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用のほか、時間短縮等も考慮しながら実施する。

音楽 (中学部・高等部)	<ul style="list-style-type: none"> 音楽室ではなく、多目的室等の広い特別教室で学習。 狭い教室や密閉状態での歌唱指導は行かない。 鍵盤ハーモニカ等、口を使う楽器は使わない。 前後の手洗いをしっかり行う。
遊びの指導 (小学部) 体育 (小学部) 保健体育 (中学部・高等部)	<ul style="list-style-type: none"> グラウンド、体育館等広いところで行う。 体育館やプレイルームでは、こまめに換気を行う。 集合、準備体操、ダンス等は距離を取って行う。 使用する遊具を精選したり、活動内容を工夫したりしていく。 使用したものはアルコール消毒する。 前後の手洗いをしっかり行う。 運動を行う際はマスクを外し、不用意な話はしない。 用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、マスクを着用する。
作業学習 (中学部・高等部)	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容や仕事を固定し場所を離す。 例えは、紙すきについては、紙すきをする人を固定する。
自立活動 (中学部)	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容とグループを工夫する。 「からだの学習」を実施する際は、特に感染症対策に気を付ける。
特別活動・ 委員会活動等	<ul style="list-style-type: none"> 集会活動は極力行わない。実施時は、席を離して行う。 短時間で行う。換気する。
日常生活の指導 荷物の整理 着替え 係の仕事 朝の会 帰りの会 清掃 等	<ul style="list-style-type: none"> 着替え（以下の場所）の前後で部屋の換気を行う。 【小】 1組：教室（衝立利用） 2・3組：更衣室 【中】 男性：更衣室、集会室 女性：更衣室、学習室2 【高】 男性：更衣室、学習室5、音楽室 女性：更衣室、進路情報室 着替え後は、手をしっかり洗う。 朝の会は、間隔を開けて座る。 外靴を履いたら、できるだけ外で待つ。
国語 算数・数学 グループ 学習	<ul style="list-style-type: none"> クラス毎に机の配置の仕方を考え、間隔を取る。 教材の共有を極力避ける。その日に使う人を決めたり、教師が操作したりする。 前に出て発表するときに、相手と距離を離す。自分の場所で発表するのはよし。 ペア学習やグループ学習を行う際は相手との距離を確保する。 発表する場面と仕方を吟味して授業を行う。 具体物は、自分のものをなるべく使う。のり、はさみ、マジックなどは道具箱などを使い、各自のロッカーに入れて保管する。 授業後にそれぞれ使った机といすを消毒する。
生活単元 学習	<ul style="list-style-type: none"> 調理学習については、チェックリスト等を活用し、安全性を検討した後、実施する。
修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行の趣旨を鑑みながら、隣県や県内等、近距離で計画中。
宿泊学習	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況を鑑みながら計画。

▼県〔注意・警戒レベル〕3以上の場合（従前のレベルでは5又はそれ以上）

- ・「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、県内及び所在地域等の感染状況によっては、実施を控える。
- ・最終学年で指導計画の変更ができない等、やむを得ず実施する場合は、感染防止対策を十分講じたうえで、個人の技能を高める学習とする等、内容を工夫する。
- ・オンラインを有効活用する。

▼県〔注意・警戒レベル〕2以上の場合（従前のレベルでは4以上）

- ・実施にあたっては、幼児児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避けるとともに、やむを得ず実施する場合は一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなど対策を講じる。
- ・保健体育については、対人競技（柔道、剣道、相撲等）やチームスポーツは、人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める学習にするなど内容を工夫する。
- ・音楽については、合唱や複数人での楽器の演奏は実施せず、個人の技能を高める学習にするなど内容を工夫する。
- ・オンラインを有効活用する。

（5）学校行事（卒業式、入学式等）

① 基本的な考え方

ア 儀式行事（始業式・終業式、入学式・卒業式等）は、その教育的意義も踏まえながら、「3密」対策を行ったうえでの実施を検討する。

イ 集団宿泊行事は感染状況を踏まえながら早めの企画・立案にあたる。修学旅行については保護者とも情報を共有して進めていく。

ウ 保護者の参観を認める場合や一般来校者のいる活動の場合は、参観できる日時及び場所を限定し、短時間に時間を区切って一定の人数を入れ替えるなど工夫する。

② 儀式的行事

ア 体育館等での各種行事・集会等は、マスク着用させるとともに、声を出す場面を減らす工夫を講じたうえで、開催する場所の収容人数を勘案して、参加者の範囲を判断する。

※ 令和2年5月28日付事務連絡「県立学校施設を試験会場等として使用するための目的外使用許可申請に対する取扱いについて」別紙「イベント等の開催に関する基本方針」（防災くらし安心部防災危機管理課）（11月25日改訂版・県ホームページ）参照

イ 卒業式（または入学式）の参加者については、次のように限定する。なお、別会場からのオンライン参加などにも配慮する。

a 参加者は卒業生（または新入生）及び教職員とする。

b 保護者は各家庭2名以内とするなど、人数を制限する。

c 在校生はオンラインでの参加とする。

d 来賓は必要最小限の参加とする。

ウ 式歌や合唱を実施する場合は、原則マスクを着用のうえ、身体的距離ができるだけ2m（最低1m）を確保する。

※ 令和2年12月10日付け2文科初第1344号「小学校・中学校・高等学級及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」参照

エ 換気については、（1）ウを参照に徹底する。

▼県〔注意・警戒レベル〕3以上の場合（従前のレベルでは5又はそれ以上）

- ・卒業式（または入学式）については、前述の「イベント等の開催に関する基本方針」等を踏まえ、開催方法等を別途指示する。

▼県〔注意・警戒レベル〕2以上の場合（従前のレベルでは4以上）

- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。
- ・可能な限り座席の間隔を離す（講堂等のホールで実施する場合は1席以上空ける）。
- ・合唱は歌唱や演奏の録音を流すなどの工夫をし、行わない。
- ・卒業式（または入学式）の参加者については、次のように限定する。
 - ア 参加者は卒業生（または新入生）、教職員及び保護者は各家庭1名とする。
 - イ 在校生は登校しない。
 - ウ 来賓は必要最小限の参加とする。

（6）縦割り活動（ふれあいタイム関係）

- ① 実施にあたっては、内容、参加範囲の限定（不特定多数の参加を認めないなど）等、「3密」対策を踏まえた工夫を行う。
- ② この場合、学年ごとの開催や児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接觸したりする場面が多い運動以外の種目の実施を検討する。
- ③ 開閉会式での整列、児童生徒の応援、昼食時においても密集しない工夫をする。
大声での声援は禁止し、観戦中は原則としてマスクを着用する。
- ④ 実施にあたっては、以下のガイドライン等を参考とする。
 - ア 令和2年12月23日付け高教第774号・スポ保第911号「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（改訂版Ver.4）」（高校教育課長・スポーツ保健課長通知）
 - イ スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
(公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)

▼県〔注意・警戒レベル〕3以上の場合（従前のレベルでは5又はそれ以上）

- ・実施は、原則控える。

▼県〔注意・警戒レベル〕2以上の場合（従前のレベルでは4以上）

- ・実施可否について、十分検討し、実施する場合は、開閉会式の省略、参加範囲のさらなる限定、日程や場所の分散など、追加の感染防止対策を講じる。

別紙1

山形大学附属特別支援学校 本校利用にあたっての確認事項

*事前に記入の上、当日、受付時に提出ください。

- 1 手指の消毒はお済みですか。
- 2 マスクを着用していますか。
- 3 検温はお済みですか。
- 4 本校での会議等以外の前後においても、3密を避けてください。
- 5 校舎内の換気は、適宜行います。冬季間は暖かい服装でお過ごしください。

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、発熱や咳等の感冒症状のみられる方には、ご利用をお控えいただいております。体調を万全にしてお越しください。

来校後、概ね2週間以内に体調不良があり、新型コロナウイルス感染が疑われる場合には、本校教頭まですぐにお知らせください。

利用日 令和 年 月 日 ()

		所属	※御家族の場合、「○○（お子さんの名前）の母」などと お書きください。
平熱	℃ 程度	電話	
来校時体温	℃	測定時間	時 分

受付者 山形大学附属特別支援学校_____

令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応 健康観察カード

山形大学附属特別支援学校

学部

年 名前：

平熱

℃

○毎朝、体温を測定し、健康状態と共に記入してください。

○感染症対策のお願い（登校、服装等）については、隨時お便りや学校メールでお知らせします。

令和4年（5）月

日	曜日	体 温	健康状態（良好の場合は○）		担任 チェック
			本人 例) 鼻水	同居家族 例) 祖母鼻水	
1	日	℃			
2	月	℃			
3	火	℃			
4	水	℃			
5	木	℃			
6	金	℃			
7	土	℃			
8	日	℃			
9	月	℃			
10	火	℃			
11	水	℃			
12	木	℃			
13	金	℃			
14	土	℃			
15	日	℃			
16	月	℃			
17	火	℃			
18	水	℃			
19	木	℃			
20	金	℃			
21	土	℃			
22	日	℃			
23	月	℃			
24	火	℃			
25	水	℃			
26	木	℃			
27	金	℃			
28	土	℃			
29	日	℃			
30	月	℃			
31	火	℃			

義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート

- 家庭や地域の経済的・社会的状況等に関わらず、全ての子供たちに教育の機会均等を確保することは重要であり、保護者は子供を小学校、中学校に就学させる義務があります。そのため、保護者が子供を学校に登校させることが基本となります。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを低減することも重要であり、以下のフローチャートに基づき、それぞれの子供の状況に応じた適切な対応をお願いいたします。

別紙3

